

# 交付要件となる認証方式について

公衆無線LAN環境の不正利用の防止が一定程度必要と考えられる場合において、総務省の補助金（「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」、「公衆無線LAN環境整備支援事業」）を活用して、地方公共団体等が公衆無線LAN環境を整備する場合、一定程度の本人性が確認できる認証方式が必要。

総務省としては、利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、①による認証方式、②及び③の認証方式併用（※1）のいずれかを原則として求める。（※2）

- ①SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式
- ②SNSアカウントを利用した認証方式
- ③利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が②又は③の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における公衆無線LANの開放時
  - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
  - ・（上記認証方式を満たしていない）既存の公衆無線LANへの追加整備時（平成28年度当初予算にかぎり適用可）
- なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や②又は③の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、訪日外国人受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要。

これまでに補助金を活用して整備してきた団体に対しては、上記認証方式を周知し、変更を推奨していくこととするが、上記認証方式は本事業の交付要件として定めるものであり、これまでに各エリアオーナーが整備してきた公衆無線LAN環境や今後本補助金を使用しないで整備を予定している公衆無線LAN環境について、規制するものではない。